

一、他國に二年・三年逗留仕罷歸、翌年又他國に參候もの、二十日増之事。

一、他國に二・三年逗留仕罷歸、又其年之内參候者は、二十六及増之事。

一、他國御使に被遣、五日之内發足仕者には、十及増之事。右之格を以向後増銀可相極者也。

京都・大阪に御使被遣面々路銀

一、一及七分 一日分主人

一、一及二分 同下人

一、五分三厘 一里駄賃

右子の六月十八日御寄合之折紙。

路銀馬銀被下様之覺

一、一年之内兩度他國に參候者之事。

一、兩年續而他國に參候者之事。

一、三年續而他國に參候者之事。

一、他國に二年・三年逗留仕罷歸、翌年又他國に參候者之事。

一、他國に二・三年逗留仕罷歸、又其年之内に參候者之事。

右御使に被遣、若半途より罷歸者於有之者、御定之増銀半分宛可被相渡者也。

一七 出銀無之人々駄賃・宿賃之儀覺

覺

一、駄賃馬二疋 木下順庵

外宿賃銀一人一夜に二分宛。

一、同斷 大石三折

一、駄賃馬一疋 田内鐵舟

外に宿賃銀一人一夜に二分宛。

一、同斷 江間竹林坊

一、同斷 市井友作

右江戸御供に罷越候條、片道分駄賃・宿賃銀可被相渡。出銀無之人々者、向後此圖りを以被相渡、江戸會所に茂可被申談候。以上。

卯四月十八日 今枝民部

奥村因幡

奥村河内
前田對馬
半田五郎左衛門殿
宮川五郎左衛門殿

一八 死去人當年知行渡し様之儀御定

家中死去人跡目不申付者、并減申もの、其年知行物成とらせ候定

一、正月より六月迄之内死去之ものは、其年物成少茂遣間敷事。

一、七月・八月・九月之内死去之者は、其年半物成可遣事。

一、十月・十一月・十二月死去之者は、其年之物成不殘可遣事。

右之通無相違様可申渡者也。

萬治二年正月朔日 御印

一九 組頭・番頭等料知渡様之儀御定

料知被下御定之事

一、新組頭者、何月被仰付候共、料知丸に可被下事。

一、組頭六月晦日以前に御指除候者、其年之料知收納仕間敷候。替之組頭、六月晦日以前被仰付候者、料知丸に可被下事。

下事。

一、七月朔日以後組頭御指除、替之組頭被仰付候者、料知之内半分々、先組頭・新組頭可致收納事。

一、死去跡料知、右同斷之事。

一、番頭料并聞番料右同斷之事。

一、射手・異風裁許料、右同斷之事。

一、射手・異風之儀者、御差除被成候者、料知丸に可被召上候。又料知被仰付ものは、何時によらず丸に可被下事。右之通可有裁許候。若ク條にはづれ難心得儀者、其時々可被觀候。以上。

辰十月廿六日 奥村河内